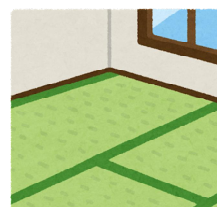
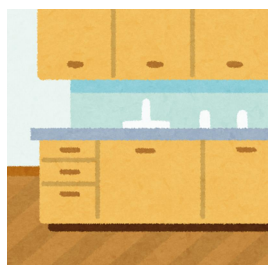
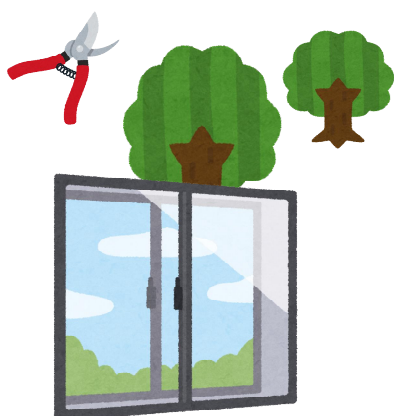


住環境整備（リフォーム等）で

最高 **20万円** 分

大山町商工会 共通お買い物券で助成します



- ア. 家屋（敷地内の付属屋含）の修繕・補修・増築
- イ. 室内の修繕・畳表替え・網戸やふすまなどの張替え
- ウ. 敷地内の舗装
- エ. 上下水道への接続
- オ. 庭木の剪定・除草作業
- カ. 外構工事

要：事前申請

住環境整備経費（消費税抜き）の **15%** を
大山町商工会 共通お買い物券で助成します

＜申請・お問い合わせ＞

大山町役場大山支所 商工観光課 〒689-3332 大山町末長 500 番地
電話 0859-53-3110 メール kankou@town.daisen.lg.jp

※申請方法など詳しくは内面をご確認ください。

申請の流れ

(1) 申請の条件を確認してください。

- ・対象となる家屋は 町民が現に居住する住宅である
- ・町税等に滞納がないこと
- ・対象となる住環境整備を町内事業者に依頼して行うものであること

(2) 整備したい内容を町内事業者とご相談ください。

- ・対象は7万円以上（税抜）の住環境整備です。
- ・**町からの決定通知後に整備**をし、**令和9年2月末までに整備が完了**するもの。
- ・整備を予定する町内事業者に見積書と内訳書を依頼してください。
- ・整備前の箇所の写真をとってください。



(3) **整備前に**町に申請してください。

添付書類 見積書・内訳書、整備前写真、納税状況確認同意書



(4) 審査後、町から決定通知書をお送りします。

(5) 町内事業者に依頼し、住環境整備を行ってください。

- ・助成額の増額がある場合は、変更申請の提出が必要です。

(6) **完了後 30 日以内**に町に完了報告書を提出してください。

※完了が令和9年2月以降の場合は令和9年3月3日までに提出してください。

添付書類 領収書・明細書、整備後写真



(7) 審査後、町から確定通知書をお送りします。

(8) 確定通知書をお持ちの上、大山町商工会でお買い物券をお受取りください。（有効期限は確定通知日から6か月です。）

※確定通知日から6か月が経過する日または令和9年3月12日のいずれか早い日までにお受取りください。

助成内容

大山町商工会発行の共通お買い物券で助成します。



助成額：助成対象経費（消費税抜き金額）の15% ※千円未満切捨
1世帯あたり上限20万円

対象外となる経費（例）



- 家電製品の購入費用（設置や付帯工事の費用は対象）

（例）エアコン・洗浄機能付き便座（後付）・電気温水器・IH クッキングヒーター・食器洗浄機・照明器具
（ガス・石油も本体は対象外）

- 再生可能エネルギー関連設備の購入費用、設置や撤去、修繕費用

（例）ソーラー発電パネル・太陽熱蓄熱温水器・家庭用蓄電池・ペレット（薪）ストーブ・風力発電機器

- 事業用の土地、建物等の整備にかかる費用

- 家財道具の処分費等（工事等の施工により生じた廃棄物処理費用は対象）

- 見積りや相談に係る費用

- 契約に必要な印紙代及び消費税

- 増減築後の家屋に係る所有権登記費用

- 介護保険制度等の公的給付の自己負担額

- 他の補助制度による助成を受けている費用

こんな整備は対象となるの？（Q&A その1）

Q 車庫を増築したいが、助成対象となるか？

A 住宅に付属したものであれば対象となります。本助成制度は、住環境に関する助成制度のため、住宅以外のものに付属の場合は対象となりません。

Q 住宅敷地内にある農業用トラクターの車庫の修繕は、対象となるか？

A 事業用の土地・建物等の整備は対象外となります。

Q 和式トイレを洋式トイレに改修したいが、洗浄機能付きのトイレは対象となるか？

A 便器一式を交換する場合は対象となります。既存の洋式トイレの便座のみを洗浄機能付きに交換する場合は対象外です。

Q キッチンを改修してシステムキッチンを導入する。その中にはIHクッキングヒーターや食器洗浄機が埋め込みで入っているが、その分は対象外となるか？

A 一体化しているシステムキッチンであれば、全てが対象となります。別付けでそれぞれ単品で購入・設置する場合は対象外です。

その他 (Q&A その2)

Q 商工会のお買物券は、修繕工事代金に充てられるか？

A 充てることができません。本助成の完了報告の際に、修繕工事代金の領収書の写しの添付が必要であり、お買物券はその後の交付となります。

Q 町内事業者に大山町シルバー人材センターは含まれるか？

A シルバー人材センターは、営利企業ではなく、高齢者の生きがい対策を目的とした公益事業を行う団体のため、該当となる町内事業者に含まれません。

Q 町内事業者に農協（農業協同組合）は含まれるか？

A 町内事業者は、大山町内に本店もしくは主たる事務所を設置している事業者としていますが、農協は該当となる町内事業者に含まれません。

Q 申請も含めて町内事業者にお願いできるか？

A 申請代行は行政書士法により、行政書士のみができる手続きのため、資格のない方が申請を行うことはできません。申請書はご本人またはご家族が提出してください。
(役場窓口での提出のほか、郵送、メールでの申請も可能です。)

Q 5万円程度の修繕工事だが、助成が受けられるか？

A 1回の申請につき、7万円以上の整備が対象となりますので、5万円の工事1件では対象外です。他の整備を行い、合計が7万円以上となれば、まとめて申請することで対象となります。

Q 小規模な修繕を考えているが、例えばどのような整備があるか？

A 以前実施した同様の助成で10万円前後の経費で以下の申請がありました。


畳の表替、障子・襖の張替、雨樋の修理、外壁の塗替、庭木の剪定、瓦屋根の修理、
車庫屋根の修理、勝手口のドアの交換、畳床の復旧 など

(修理の規模等により、経費は異なりますので、詳しくは町内事業者にご確認ください。)

助成に関する様式

大山町ホームページに掲載しています。

大山町役場大山支所 商工観光課でもお渡しできます。

大山町HPはこちら 



提出方法

大山町役場大山支所 商工観光課へ持参、郵送、メールでご提出ください。

※平日日中に連絡がとれる電話番号（携帯番号など）を記載ください。